

パブリックコメントで寄せられた主な意見 (令和 7 年 1 月 30 日時点 速報版※)

※ 本資料は、提出された御意見の概要を速報としてまとめたものであり、今後、e-govにおいて、公示する「御意見の概要及び御意見に対する考え方」の整理と異なることがある。

1. 意見募集の結果

- 意見募集期間：令和 6 年 12 月 24 日～令和 7 年 1 月 28 日
- 意見提出方法：インターネット（e-Gov）又は郵送
- 寄せられた受付数：49 件

寄せられた意見数※：94 件

※ 1 件の受付中に複数の意見が含まれていた場合、それぞれの意見を数え上げたもの

うち、今回の改正事項の内容に関する意見数※：69 件

※ 今回の改正事項とは直接的に関係のない意見、規定ぶりや単純な誤りに対する指摘・確認等及び改正後の表示方法に関する具体的な問合せ等を除いたもの

2. 寄せられた御意見

（1）「栄養強化目的で使用した食品添加物に係る表示免除規定の削除」関係

- ① 賛成。（5 件）
- ② 栄養強化目的で使用した食品添加物については当該成分の栄養成分表示の義務化を検討すべき。
- ③ 栄養強化目的で使用した食品添加物については当該添加物の物質名表示を義務化すべき。
- ④ 栄養強化目的で使用した食品添加物に係る表示免除規定の削除に伴い、消費者に対する添加物の理解度向上に向けた取組に注力されたい。
- ⑤ 食品添加物について、その用途を明確に表示するための表示方法を新たに検討すべき。

（2）「栄養素等表示基準値等の改正」関係

- ① 別表第 10「栄養素等表示基準値」及び別表第 12「栄養成分の補給ができる旨の表示の基準値」の改正に賛成。（4 件）
- ② 別表第 9「栄養成分及び熱量の表示単位、測定法、許容差の範囲及びゼロと表示できる場合の含有量」のうち、「食物繊維」について、0 と表示することができる量の規定を追加したことは、実際に含まれているものを含まれていないように誤認させるものであることから反対。（2 件）
- ③ 別表第 10「栄養素等表示基準値」の改正について、経過措置期間中に、改正前後のどちらの基準を用いているのか消費者に誤認がないように計られたい。

- ④ 別表第 10「栄養素等表示基準値」に規定されている栄養素等表示基準値の改正と同時に、今般の調査事業の結果を踏まえ、別表第 11「機能を表示できる栄養成分について」の第 3 欄に掲げる栄養機能食品に係る「栄養成分の機能」の記載事項、第 4 欄に掲げる栄養機能食品の基準値に係る「上限値」を改正すべき。(2 件)
- ⑤ 栄養素等表示基準値について、頻繁な改正により消費者の混乱を招くおそれがあることに留意し、今後、当面の間は、改正すべきではない。

(3)「個別品目ごとの表示ルールの見直し」関係

(賛成意見)

- ① 横断的な基準に合わせる方向で見直すこととする今回の改正方針に賛成。(5 件)

(反対意見)

- ② 別表第 3「食品表示基準の対象となる食品に係る定義」のうち「冷凍ハンバーグステーキ」及び「チルドハンバーグステーキ」における「食肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超え」の規定、別表第 19「一般用加工食品の個別的表示事項」のうち「調理冷凍食品」における「衣の率又は皮の率」は、品質を見極める上で重要であり、個別的義務表示事項から削除することに反対。(2 件)
- ③ 別表第 22「個別の食品に係る表示禁止事項」のうち「調理冷凍食品」、「チルドぎょうざ類」の規定を削除し、解釈に幅のある第 9 条の横断的な表示禁止事項のみを表示禁止事項の根拠とすることに反対。

(改正後の取組に関する意見)

- ④ 別表第 19「一般用加工食品の個別的表示事項」のうち「調理冷凍食品」における「衣の率又は皮の率」の削除など、個別的義務表示事項から削除する改正に関して、消費者の不安を払拭するための取組に注力されたい。
- ⑤ 個別品目の表示ルールに係る今回の改正に伴い、業界の公正競争規約等を改正する必要がある場合には、消費者庁は適正な指導をされたい。(マーガリン類)

(具体的な意見)

- ⑥ コーデックスや EU 並みの原材料%表示の実現に向けた検討を行うとともに、その検討時期を明示すべき。
- ⑦ 別表第 3「食品表示基準の対象となる食品に係る定義」の「魚肉ハム」について、材料となる食肉の範囲から「山羊肉」と「家兎肉」を削除した改正については、そもそも、この範囲を撤廃することにより範囲を拡大すべき。
- ⑧ 個別品目の表示ルールに係る今回の改正によって規定がなくなった事項につ

いては、その具体的な表示方法等について、通知等で明確化すべき。(調理冷凍食品、マーガリン類、原材料における「香辛料」や「糖類」の表示方法)(4件)

- ⑨ 個別品目の表示ルールにおける「マカロニ類」の定義等について、「パスタ類」に変更してはどうか。
- ⑩ 別表第3「食品表示基準の対象となる食品に係る定義」のうち「農産物缶詰又は農産物瓶詰」において、「生鮮な」や「完熟した」の規定は削除すべきでない。
- ⑪ 別表第3「食品表示基準の対象となる食品に係る定義」のうち「パン類」において、「イースト」の規定を「パン酵母」に改正することについては、「パン酵母(イースト)」と規定すべき。
- ⑫ 別表第4「横断的義務表示事項に係る個別のルール」のうち、「ハム類」、「ソーセージ」については、現在、慣習として「原材料名」として表示されていないケーシングの表示を義務化すべき。

(総論的な意見)

- ⑬ 個別品目の表示ルールの検討においては、輸入品や公正競争規約の範囲外の事業者が製造する食品へ対応するためには、個別品目の表示ルールが必要であることについて十分留意すること。
- ⑭ 個別品目の表示ルールに係る今回の改正事項について、施行前又は経過措置期間中に従前の方法で表示したものは、経過措置期間終了後に販売されたものであっても、食品表示法の違反とはならないようにすべき。
- ⑮ 個別品目の表示ルールに係る今回の改正事項について、経過措置期間終了後であっても従前の表示が可能となるよう運用してほしい。
- ⑯ 品質事項だけでなく、今後、衛生事項についても見直しを行うべき。(2件)
- ⑰ 今回の改正事項について、自治体で制定している食品表示に関する条例も併せて改正すべき。(4件)

(改正時期)

- ⑱ 品目ごとに施行時期等が分散することを防ぐため、全ての品目の検討が終わった際の一斉に改正すべき。(3件)

(4) 経過措置期間関係

- ① 諸改正事項の経過措置期間について、完全施行日を統一すべき。
- ② 諸改正事項の経過措置期間について、五月雨式に終了することのないよう配慮すべき。

- ③ 諸改正事項の経過措置期間を十分にとることで、事業者がそれぞれの改正事項に同時かつ柔軟に対応できるよう配慮すべき。(2件)
- ④ 栄養強化目的で使用した食品添加物に係る表示免除規定の削除に係る経過措置期間について、5年間ではなく3年間にすべき。
- ⑤ 別表第10「栄養素等表示基準値」及び別表第12「栄養成分の補給ができる旨の表示の基準値」の改正に係る経過措置期間について、配合設計の変更、包材の変更等に時間やコストを要することを踏まえ、3年間ではなく5年間(又はそれ以上)にすべき。(5件)
- ⑥ 別表第19「一般用加工食品の個別的表示事項」のうち「調理冷凍食品」における個別的義務表示事項の改正に係る経過措置期間については、賞味期限が長いこと、包材の変更、顧客への周知等に時間を要することを踏まえ、5年間ではなく7年間にすべき。
- ⑦ 業務用加工食品の個別品目の表示ルールに係る経過措置期間については、賞味期限が長い事を踏まえ、「までに販売」ではなく、一般用加工食品と同様に、「までに製造され、加工され、又は輸入される」日とすべき。

(5) その他

- ① 今回の諸改正におおむね賛成。
- ② 食品表示の変更に計画的に対応できるよう、食品表示に係る見直しの当面の検討・改正方針を示されたい。
- ③ 今回の諸改正について、消費者への周知・普及に注力されたい。
- ④ 個別品目ごとの表示ルールの見直しについては、全ての品目のヒアリングを行った上で、横断的義務表示事項の課題として明らかになったものと併せて改正すべき。
- ⑤ 個別品目の表示ルールの検討において、横断的義務表示事項の課題として明らかになったものについては丁寧に議論すべき。
- ⑥ 食品表示懇談会は、単に「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」での検討結果を確認するだけでなく、食品表示全体を俯瞰した議論・確認を行うための時間を確保すべき。

以上